届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまへ

本年は２年に一度の届出年です。

令和４年12月31日現在の状況をお知らせください。

→ **医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能となりました。**

→ **オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師等以外の方は、お近くの保健所へ届出ください。**

対象 **日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方**

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限 **令和５年１月１６日（月）まで**

Q & A

Q　届出をしなければいけないのですか？

A　医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、２年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q　この届出はどのようなことに使われてますか？

A　「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q　届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A　最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

Q　オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A　厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いてログインし、届出してください。

▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療 > 医療従事者による２年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- **法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、２年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。**

- **この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。**

- **オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。**

※ 今年度については、令和４年12月31日現在における業務従事状況等を、令和５年１月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和６年度からオンライン届出が可能になる予定です。

オンライン届出の基本手順

STEP１ 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。

STEP２ 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。

STEP３ 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。

STEP４ 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare